

あきた

目次

訓令

○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第5号）…………… 2

告示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第133号）…………… 2
- 平成24年の特定計量器定期検査の実施について（第134号）…………… 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第135号）…………… 3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について（第136号）…………… 3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について（第137号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第138号）…………… 3
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の取消しについて（第139号）…………… 3
- 平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第140号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第141号）…………… 3
- 平成24年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第142号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第143号）…………… 4
- 平成23年度第9期国民健康保険税督促状の公示送達について（第144号）…………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第145号）…………… 4
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について（第146号）…………… 5
- 生活保護法による医療機関の指定、変更および廃止について（第147号）…………… 5
- 生活保護法による施術者の指定および廃止について（第148号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第149号）…………… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第150号）…………… 5
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第151号）…………… 6
- 胸部検診に係る検診料の徴収および収納業務の委任について（第152号）…………… 6
- 秋田市議会定例会の招集について（第153号）…………… 6

教委告示

○教育委員会定例会の招集について（第9号）…………… 6

選管告示

- 投票区の変更について（第10号）…………… 7
- 平成24年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第11号）…………… 7

農委告示

○農業委員会総会の招集について（第6号）…………… 7

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第14号）…………… 7
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第15号）…………… 7
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第16号）…………… 7
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第17号）…………… 8
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第18号）…………… 8
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第19号）…………… 8
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第20号）…………… 8
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第21号）…………… 8
- 個別排水処理施設の処理区域を定めることについて（第22号）…………… 8
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第23号）…………… 8
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第24号）…………… 9

公 告

- 差押財産の公売について…………… 9
- ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について…………… 10
- 水難救助法による漂流物の引渡しについて…………… 11
- 入札参加資格の申請の受付について…………… 11
- 入札参加希望者の公募について…………… 13
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 14
- 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日および選挙人名簿について…………… 14
- 入札参加希望者の公募について…………… 14
- 都市計画事業の図書の写しの送付について…………… 15

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について…………… 15

- 一般競争入札の執行について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………17
- 入札参加希望者の公募について……………18
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………19
- 入札参加希望者の公募について……………19
- 入札参加資格の申請の受付について……………20

土地開発公社公告

- 土地開発公社理事会の招集について（第2号）……………21

訓 令

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 5月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項および第8条第2項中「㉔」を「㉓」に改める。

別表の表第14号中「外国人登録」を「在留」に改め、同表第16号中「住民基本台帳カード」の次に「在留カードおよび特別永住者証明書」を加え、同表中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号を第27号とし、同表第29号中「住民基本台帳カード」の次に「在留カードおよび特別永住者証明書」を加え、同号を同表第28号とし、同表中第30号を第29号とし、第31号を削り、第32号を第30号とし、第33号から第65号までを2号ずつ繰り上げ、別表の公印のひな形中㉔を削り、㉔を㉓とし、㉔から㉓までを㉔から㉓までとし、㉓を削り、㉓を㉒とし、㉓から㉒までを㉓から㉒までとする。

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜 日	時 間	場 所
添川・仁別・山内 広面・柳田・旭川 下北手・太平	7月3日	火	10時～15時30分	東部公民館
大住・仁井田 御野場・御所野 四ツ小屋・上北手	7月4日	水	10時～15時30分	御野場地域センター
金足・下新城・上新城	7月17日	火	10時～11時30分	北部公民館
飯島	7月17日	火	13時30分～15時30分	飯島地区コミュニティセンター
中央卸売市場	7月18日	水	9時30分～11時30分	中央卸売市場
外旭川	7月18日	水	13時30分～15時30分	外旭川地域センター
新屋・浜田・豊岩	7月19日	木	10時～15時30分	西部市民サービスセンター
下浜	7月20日	金	10時～11時30分	下浜地区コミュニティセンター
勝平・向浜	7月20日	金	13時30分～15時30分	勝平地区コミュニティセンター
寺内	7月27日	金	10時～11時30分	寺内地区コミュニティセンター
将軍野・土崎港（東）	7月27日	金	13時30分～15時30分	将軍野地区コミュニティセンター
土崎港（中央・相染）	7月30日	月	10時～15時30分	北部市民サービスセンター
土崎港（西・南・北）	7月31日	火	10時～15時30分	北部市民サービスセンター
雄和	8月6日	月	13時30分～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月7日	火	10時～15時30分	河辺市民サービスセンター

附 則
この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

秋田市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年 5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
旭町町内会
- 2 認可年月日
平成9年8月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 藤 田 幸 悦
秋田市金足追分字海老穴224番地16
変更後 阿 部 誠 之
秋田市金足追分字海老穴216番地15
- 4 変更年月日
平成24年 4月22日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第134号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、平成24年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成24年 5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は8月20日から10月15日までとする。
- 3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。
- 4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年5月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	有限会社優介護
事業所の名称 および所在地	さくらデイサービス横森店 秋田市横森四丁目9番36号
指定の年月日	平成24年5月1日
サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護

秋田市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成24年5月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	株式会社愛光
事業所の名称 および所在地	居宅介護支援事業所 陽だまりの里 秋田市仁井田字西潟敷388番地
指定の年月日	平成24年5月1日
サービスの種類	居宅介護支援

秋田市告示第137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成24年5月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	株式会社りぼん
事業所の名称 および所在地	居宅介護支援事業所 りぼん 秋田市泉馬場10番29号
指定の年月日	平成24年5月1日
サービスの種類	居宅介護支援

秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

丸木橋町内会

2 認可年月日

平成14年11月13日

3 変更があった事項およびその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前 高 橋 重 喜

秋田市山内字丸木橋121番地5

変更後 佐 藤 義 則

秋田市山内字丸木橋133番地4

(2) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

変更前 本会は、地方自治法第260条2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

4 変更年月日

平成24年4月22日

5 変更の理由

役員改選および地方自治法施行規則の一部改正による。

秋田市告示第139号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年5月9日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関 の名称	開設者の名称 および氏名	指定取消 年月日
第92号	ドラッグ ますや	株式会社 舩屋薬局 代表取締役 加藤 雅子	平成24年 4月30日

秋田市告示第140号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

千秋の丘松崎団地町内会

2 認可年月日

平成13年12月11日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成22年 4月18日	佐藤 隆 秋田市下北手松崎字 大沢田106番地3	佐渡 房勝 秋田市下北手松崎字 大沢田102番地12
平成23年 4月17日	若狭 一久 秋田市下北手松崎字 大巻26番地25	佐藤 隆 秋田市下北手松崎字 大沢田106番地3
平成24年 4月15日	佐々木 靖治 秋田市下北手松崎字 大巻26番地45	若狭 一久 秋田市下北手松崎字 大巻26番地25

4 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第142号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙平成24年度固定資産納税通知書公示送達を受けるべき者一覧（省略）のとおり
- 送達する書類
平成24年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第143号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月17日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 19台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - 撤去し、保管した年月日
平成24年 4月1日から同月29日まで
 - 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成24年 5月31日から同年11月30日まで
- 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第144号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成23年度第9期国民健康保険税督促状

秋田市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 5月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ショートステイ 杏	秋田市桜二丁目17番23号	平成24年 3月15日
ジョイリハ 秋 田 寺 内	秋田市寺内字イサノ60番地2	平成24年 4月1日
ショートステイ み さ ご	秋田市飯島美砂町5番71号	平成24年 4月1日
グループホーム か ん と う	秋田市檜山川口境11番17号	平成24年 4月1日
ショートステイ 千 乃 恵	秋田市四ツ小屋字城下当場253番地4	平成24年 4月16日
秋田トヨタ自動 車 株 式 会 社	秋田市泉中央二丁目1番3号	平成24年 4月23日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
介護支援センター ほくと	秋田市下新城 中野字街道端 西11番地1	秋田市中通四 丁目3番23号	平成21年 5月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ジョイリハ 秋 田 寺 内	秋田市寺内字イサノ60番地2	平成24年 3月31日

秋田市告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成24年5月22日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	医療法人杏仁会
事業所の名称 および所在地	医療法人杏仁会居宅介護支援センター 秋田市桜二丁目17番23号
指定の年月日	平成24年5月15日
サービスの種類	居宅介護支援

秋田市告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アイン薬局 中 通 店	秋田市南通築地2番31号	平成24年 4月1日
い ち ご 調 剤 薬 局	秋田市川元山下町7番22号	平成24年 4月1日
みやざわペイ ンクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4F	平成24年 4月1日

2 変更

名 称	変更事項 (名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
小 泉 薬 局	株式会社小泉 薬局	小泉薬局	平成24年 4月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
い ち ご 調 剤 薬 局	秋田市川元山下町7番22号	平成24年 3月31日
みやざわペイ ンクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4F	平成24年 3月31日

秋田市告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
牧野 道子	ふれあい心の サービス秋田 東 営 業 所	秋田市東通一丁目 17番2号	平成24年 4月1日
柳山 忠光	寿楽秋田店	秋田市八橋大沼町 12番18号 アルペ ール八橋Ⅱ3号	平成24年 5月1日
門間 博明	終 治 療 院	秋田市新屋表町11 番52号 アートハ ウス102号	平成24年 5月1日

2 廃止

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
柳山 忠光	あ け ぼ の 治 療 院	秋田市広面字推子 103番地16	平成24年 4月30日

秋田市告示第149号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年5月23日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
404	秋田市新屋比内町6番48号	ローソン秋田新屋 日吉町店

秋田市告示第150号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年5月29日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更新 年月日
第7号	ひろおもて調剤薬局	秋田市広面字谷地沖27番地3	平成24年 6月1日
第8号	ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目17番31号	
第9号	たんぼ薬局	秋田市新屋松美が丘東町2番11号	
第10号	オレンジ薬局	秋田市中通四丁目1番2号	
第11号	ほどの薬局	秋田市保戸野八丁目2番10号	
第12号	勝又薬局	秋田市横森三丁目1番4号	
第13号	かりほ橋薬局	秋田市榎山登町5番24号	
第14号	本山町薬局	秋田市土崎港中央四丁目6番28号	
第15号	みその薬局	秋田市八橋本町五丁目8番31号	
第16号	やよい薬局	秋田市旭北栄町5番18号	
第17号	しょうぐんの薬局	秋田市将軍野南一丁目10番60号	
第19号	南通薬局	秋田市南通築地1番1号	
第20号	池田薬局 山王中園店	秋田市山王中園町10番28号	
第22号	南薬局	秋田市牛島東五丁目1番30号	
第23号	薬局エール自衛隊通店	秋田市土崎港東四丁目4番68号	
第24号	中通薬局	秋田市中通六丁目1番24号	
第25号	中通よつば薬局	秋田市中通六丁目7番17号	
第27号	すばる薬局	秋田市土崎港中央六丁目2番1号	
第29号	舂屋薬局ひがし店	秋田市土崎港東三丁目2番23号	
第30号	マリン薬局	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地38	
第31号	矢野薬局	秋田市泉中央五丁目18番12号	
第32号	雄和薬局	秋田市雄和妙法字上大部133番地3	
第35号	みわ薬局	秋田市八橋三和町13番16号	
第36号	調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	

第37号	グリム薬局	秋田市中通五丁目7番40号
第38号	小町堂薬局	秋田市御野場二丁目13番11号
第39号	仁井田薬局	秋田市仁井田新田二丁目15番24号
第40号	キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F
第41号	有限会社とざわ薬局	秋田市横森五丁目20番23号
第42号	調剤薬局ツルハドラッグ東通店	秋田市東通八丁目1番31号

秋田市告示第151号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市旭北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成23年3月18日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 中 谷 久左衛門
変更後 長谷川 淳 司
- 5 変更年月日
平成24年5月22日
- 6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年5月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所 秋田市八橋南一丁目8番2号
- 2 受託者の氏名 社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 高 橋 善 健

秋田市告示第153号

平成24年6月7日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成24年5月31日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

平成24年5月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室

に教育委員会定例会を招集する。

平成24年5月21日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件

秋田市子ども読書活動推進計画を策定する件

選 管 告 示

秋市選管告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年5月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

投票区名	区 域
秋田市第53投票区 (港北小学校)	土崎港相染町字大谷地を除く。 土崎港相染町字沖谷地を除く。 土崎港相染町字沼端を除く。 土崎港相染町字家ノ下を除く。
秋田市第51投票区 (北部市民サービスセンター)	土崎港相染町字大谷地を加える。 土崎港相染町字沖谷地を加える。 土崎港相染町字沼端を加える。 土崎港相染町字家ノ下を加える。 土崎港相染町字街道下を加える。

秋市選管告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成24年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成24年5月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 期 間 平成24年6月3日から同月7日まで
- 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時 間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成24年5月21日午後2時秋田市河辺市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年5月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）

- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）

- 農用地利用集積計画（平成24年度第2号）に関する件

- 非農地証明申請に関する件（1件）

- 平成23年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件

- 平成24年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成24年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
秋田住設サービス	石郷岡 則 夫	秋田市外旭川字八幡田314番地14

- 指定年月日

平成24年5月7日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成24年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
秋田住設サービス	石郷岡 則 夫	秋田市外旭川字八幡田314番地14

- 指定年月日

平成24年5月7日

秋田市上下水道局告示第16号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成24年5月10日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社スギサワ	杉 澤 勤	仙北郡美郷町本堂城回字本堂町113番地

- 休止年月日

平成24年 4月29日

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成24年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
藤田水道工事店	藤 田 忠 雄	秋田市下北手松崎字大巻26番地125

2 指定年月日

平成24年 5月10日

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成24年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
藤田水道工事店	藤 田 忠 雄	秋田市下北手松崎字大巻26番地125

2 指定年月日

平成24年 5月10日

秋田市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成24年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社佐文工業	佐 藤 文 一 郎	秋田市太平八田字上八田160番地 5

2 休止年月日

平成23年11月30日

秋田市上下水道局告示第20号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成24年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社佐文工業	佐 藤 文 一 郎	秋田市太平八田字上八田160番地 5

2 休止年月日

平成23年11月30日

秋田市上下水道局告示第21号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成24年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
こね浴槽店	小 根 伸 夫	大館市幸町13番 9号

2 休止年月日

平成24年 5月 9日

秋田市上下水道局告示第22号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定められたので、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成24年 5月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 処理区域

地域区分	区 域
河辺地域	秋田市河辺和田字坂本北の一部 秋田市河辺神内字一本柳の一部

2 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番 8号

秋田市上下水道局下水道建設課

3 縦覧の期間

平成24年 5月29日から同年 6月11日まで（土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成24年 5月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
シュウシンテック株式会社	秋 本 伸 巧	潟上市天王字上北野89番地60

2 休止年月日
平成24年 5月19日

秋田市上下水道局告示第24号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成24年 5月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
シュウシンテック株式会社	秋 本 伸 巧	潟上市天王字上北野89番地60

2 休止年月日
平成24年 5月19日

公 告

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成24年 5月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 3,400,000円
- (3) 見 積 価 額 34,000,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成24年 5月25日(金)午後1時から同年 6月11日(月)午後11時まで
- (2) 入札期間
平成24年 6月18日(月)午後1時から同月25日(月)午後1時まで
- (3) 開札
平成24年 6月25日(金)午後1時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成24年 7月 2日(月)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成24年 7月 2日(月)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税の取扱い

土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額にすでに消費税相当額を含んでいる。

14 公売保証金

入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。

15 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消しおよび変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
- (6) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
- (7) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。
- (8) 公売財産の建物に付随する屋上パラペット部の笠木と幕板（アルミ）に破損がある。さらに、建物の壁のタイルが浮いている状態で、モルタル部分を含め落下する恐れがある。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について、以下に掲げる医師が当該予防接種を行うことを辞退したので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 5月 8日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行うことを辞退した医師の氏名および主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
中 島 発 史	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成24年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 乳がん検診(医療機関方式)マンモグラフィフィルム等集配集配業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書(省略)のとおり
- (3) 履行場所 秋田市が指定する場所
- (4) 履行期間 契約締結日から平成25年3月31日まで
- (5) 入札参加要件
 - ア 本市に本社、支店又は事業所を有すること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - エ 租税の滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年5月21日(月) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田市保健所中会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札日から平成24年5月24日(休)まで
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成24年5月17日(休)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
 - ウ 納税証明書
写しでも可とする。
 - (ア) 本市に納付した法人市民税
直近の営業年度の納税証明を提出すること。
 - (イ) 本市に納付した固定資産税
直近の営業年度のものを提出すること。課税されていない場合は、「法人設立・事業所設置届出書」(本市又は秋田県の担当部署の受付印があるもの)の写しを提出すること。
 - (ウ) 消費税および地方消費税
 - a 税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。
 - b 直近の営業年度のものを提出すること。
 - c 課税されていない場合は、その証明書を提出すること。
 - エ 登記簿謄本
写しでも可とする。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるもの

は受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年5月11日(金)から同月17日(休)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市保健所保健予防課(秋田市八橋南一丁目8番3号)

ウ 申込書等

秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、FAXにより行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間
平成24年5月11日(金)から同月18日(金)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
秋田市保健所保健予防課(秋田市八橋南一丁目8番3号)
- (3) 仕様書および設計書は、秋田市ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問合せ先
秋田市保健所保健予防課検診担当
電話 018-883-1176

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成24年5月11日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 発送業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書(省略)のとおり
- (3) 履行場所 秋田市が指定する場所
- (4) 履行期間 契約締結日から平成25年3月31日まで
- (5) 入札参加要件
 - ア 本市に本社、支店又は事業所を有すること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - エ 租税の滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年5月21日(月) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田市保健所中会議室
- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約日 落札日から平成24年5月24日(休)まで
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望するものは、平成24年5月17日(休)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 納税証明書
 - 写しでも可とする。
 - エ 本市に納付した法人市民税
 - 直近の営業年度の納税証明を提出すること。
 - イ 本市に納付した固定資産税
 - 直近の営業年度のものを出し提出すること。課税されていない場合は、「法人設立・事業所設置届出書」（本市又は秋田県の担当部署の受付印があるもの）の写しを提出すること。
 - ウ 消費税および地方消費税
 - a 税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。
 - b 直近の営業年度のものを出し提出すること。
 - c 課税されていない場合は、その証明書を提出すること。
 - エ 登記簿謄本
 - 写しでも可とする。
 - (2) 申込書等の提出
 - 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受付
 - 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
 - 平成24年5月11日(金)から同月17日(木)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
 - イ 受付場所
 - 秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）
 - ウ 申込書等
 - 秋田市ホームページから入手すること。
- 4 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知は、FAXにより行う。

- 5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間
 - 平成24年5月11日(金)から同月18日(金)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
 - (2) 閲覧場所
 - 秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）
 - (3) 仕様書および設計書は、秋田市ホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は、返却しない。
 - (3) 問合せ先
 - 秋田市保健所保健予防課検診担当
 - 電話 018-883-1176

秋田市公告

水難救護法（明治32年法律第95号）第29条第1項の規定に基づき、漂流物の引渡しがあつたので、同法第25条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年5月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 漂 流 物 件 F R P製ボート
 - （全長3.3メートル、全幅1.3メートル、船体の色：緑）
- 2 発見年月日 平成24年4月16日
- 3 発見場所 秋田市飯島 下新城海岸
 - （秋田マリーナから北へ約200メートル地点）
- 4 保管場所 秋田市土崎港西一丁目8番24号
 - 秋田港振興センター「セリオンプラザ」敷地内
- 5 保管期限 平成24年11月16日
- 6 問合せ先 秋田市商工部港湾貿易振興課
- 7 縦覧期間 平成24年5月16日から同年11月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 8 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
 - 秋田市商工部港湾貿易振興課

秋田市公告

次のとおり秋田公立美術大学（仮称）施設電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので、公告する。

平成24年5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は共同企業体による工事である。
 - (2) 工事番号 他工 第6号
 - (3) 工事名 秋田公立美術大学（仮称）施設整備電気設備工事
 - (4) 工事場所 秋田市新屋大川町12番3号
 - (5) 工事概要
 - 幹線設備工事 動力設備工事
 - 電灯設備工事 コンセント設備工事
 - 拡声設備工事 テレビ共同受信設備工事
 - 構内交換設備工事 構内情報通信網設備工事
 - 自動火災報知設備工事 誘導支援設備工事

警備用配管設備工事 融雪設備工事
構内配電通信線路工事

- (6) 工 事 期 限 平成25年3月15日(金)
(7) 予 定 価 格 111,100,000円(消費税別)
(8) 開札予定期日 平成24年6月13日(水)
(9) 契約予定期日 平成24年6月19日(火)
(10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。
イ 電気工業における特定建設業の許可を有すること。
ウ 電気工業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。
イ 電気工業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
ウ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年5月28日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
ウ 施工実績調書(電気工事について、元請けとしての施工

実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3)。

エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4))

オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年5月22日(火)から同月28日(月)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年6月5日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年6月5日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月14日(水)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号(秋田市役所山王別館1階)

電 話 018-863-2581

F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成24年5月22日(火)から同年6月6日(水)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 39,900円(設計書1,500円、図面38,400円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚1,000円))

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成24年6月6日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。

(8) 閲覧期間 平成24年5月22日(火)から同年6月12日(火)午後3

時までの販売店の営業時間内

- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
 (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
 (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
 秋田市総務部契約課工事契約担当
 電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり単価契約に係る公募型指名競争入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成24年5月24日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 乳がん検診（医療機関方式）マンモグラフィフィルム等集配業務委託
 (2) 業務内容 別紙仕様書（省略）のとおり
 (3) 履行場所 秋田市が指定する場所
 (4) 履行期間 契約締結日から平成25年3月31日まで
 (5) 入札参加要件
 ア 本市に本社、支店又は事業所を有すること。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 エ 租税の滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年5月31日（木）午前10時
 (2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目8番3号
 秋田市保健所中会議室
 (3) 入札保証金 免除
 (4) 契約日 落札日から平成24年6月5日（火）まで
 (5) 注意事項
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 イ 入札書には、1件当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うが、執行回数は2回を限度とする。
 エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することができないものとする。なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせる

ものとする。

- オ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成24年5月28日（月）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 イ 誓約書（様式2）
 ウ 納税証明書 写しでも可とする。
 (ア) 本市に納付した法人市民税
 直近の営業年度の納税証明を提出すること。
 (イ) 本市に納付した固定資産税
 直近の営業年度のもの提出すること。課税されていない場合は、「法人設立・事業所設置届出書」（本市又は秋田県の担当部署の受付印があるもの）の写しを提出すること。
 (ウ) 消費税および地方消費税
 a 税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。
 b 直近の営業年度のもの提出すること。
 c 課税されていない場合は、その証明書を提出すること。
 エ 登記簿謄本 写しでも可とする。
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間
 平成24年5月24日（木）から同月28日（月）までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
 イ 受付場所
 秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）
 ウ 申込書等
 秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たす者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知は、FAXにより行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間
 平成24年5月24日（木）から同月30日（水）までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
 (2) 閲覧場所
 秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）
 (3) 仕様書および設計書は、秋田市ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問合せ先
秋田市保健所保健予防課検診担当
電話 018-883-1176

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成24年 5月28日から同年 6月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成24年 9月 2日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成24年 7月 2日から同月15日まで
- 2 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市手形山崎44番地 3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委 託 名	委 託 箇 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
下堤G遺跡出土遺物 整理事業業務委託	秋田市山王二丁目1番53 号山王21ビル内	着手日から平成25 年 3月29日まで	過去 5年間に於いて、埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の実績があること。 (本事業に従事する社員が、埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の実績がある場合も可。)

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店および営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- エ 租税に滞納がないこと。

2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成24年 6月 5日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 過去 5年間に於ける埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の実績調書（様式2）（成果品である発掘調査報告書を添付すること。また、本事業に従事する社員が埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の実績がある場合は、個人で事業所を有する場合を除き、現在所属する会社の社員証等を添付すること。）

ウ 納税証明書 写し可

- (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固

定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の者は、住民票） 写し可

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 5月29日(火)から同年 6月 5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル 4F
秋田市教育委員会文化振興室
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6月19日(火) 午前 9時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル 4F
秋田市教育委員会教育委員会室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成24年 6月22日(金)予定
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成24年 6月12日(火)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成24年 5月29日(火)から同年 6月18日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1番53号山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問合せ先
秋田市山王二丁目 1番53号山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室
電話 018-866-2246

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第 2 号 No.3 余剰汚泥供給ポンプ修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成24年 8月24日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあ
るのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契
約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器
具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4
の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中
でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
ると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者と
して本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続
開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に
基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続
開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5月23日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第 1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 5月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業
3・4・29号 秋田環状線
- 2 縦覧時間
午前 8時30分から午後 5時15分まで
(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1番 1号
秋田市建設部道路建設課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 5月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 5月28日(月)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、
入札に参加すること。
 - イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額
(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地
方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積
もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札
書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査によ
り落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度
の入札を 1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2人以上あると
きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5月22日(火)までに、
事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(以下

「申請書」という（別記様式1（省略））を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 5月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 5月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 5月23日(水)から同月24日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第68号	漏水調査業務委託	秋田地区・雄和地区25ブロック	契約日から平成24年11月30日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。 ② 地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5月29日(火) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 5月31日(木)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載す

確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年 5月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

ること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5月22日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過

去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
- イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成24年5月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年5月11日(金)から同月28日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年5月25日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年5月18日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
第5号	秋田市型マンホール蓋(枠付き)購入	秋田市榎山登町12番43号(秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内指定場所)	契約日から平成24年7月13日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ

れていること。

- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年5月30日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年6月4日(月)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年5月29日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式1(省略)。以下「申請書」という。)を提出すること。

- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年5月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年5月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年5月30日(水)から同月31日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(別記様式2

(省略)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	引渡し場所	引渡し期間
第6号	工事撤去品（有価物）の売却	<ul style="list-style-type: none"> ・川口汚水中継ポンプ場 （秋田市榎山登町12番43号） ・新屋汚水中継ポンプ場 （秋田市新屋元町1番2号） 	契約日から平成24年12月21日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
 - ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されている者のうち、古物類の業種で登録されている者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5月30日(水) 午前10時30分
 - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約予定日 平成24年 6月 4日(月)
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書の入札金額に記載される金額が予定価格以上の者のうち、最も高い金額で有効な入札を行った者を落札候補者とする。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5月29日(火)までに、

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（有価物の売却に係る契約）を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 5月18日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年 5月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および仕様書の閲覧ならびに現地説明会に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年 5月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
 - (4) 閲覧期間中に現地説明会を希望する者には実施する。
 - (5) 設計書、仕様書および現地説明会に関する問合せ先
秋田市上下水道局下水道施設課管理係
電話 018-864-1401

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 5月30日(水)から同月31日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

賦課対象区域

金足下刈字北野、飯島飯田一丁目、飯島飯田二丁目、飯島鼠田三丁目、飯島長野上町、港北松野町、土崎港相染町字中谷地、土崎港北一丁目、土崎港北四丁目、八橋イサノ一丁目、八橋田五郎二丁目、添川字境内川原、広面字谷地田、手形字十七流、手形新栄町、手形字山崎、横森二丁目、柳田字柳田、柳田字川崎、広面字谷内佐渡、新屋田尻沢東町、下浜羽川字水垂、下浜羽川字横長根、浜田字陳ヶ原、浜田字境田、浜田字境川、牛島南二丁目、仁井田二ツ屋二丁目、仁井田本町一丁目、河辺和田字式田、河辺和田字式田下袋、河辺和田字上野、河辺和田字和田、河辺和田字坂本北および河辺諸井字下川原（別添図面（省略））に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年5月25日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第7号	貨物自動車（ガソリン車両）購入	秋田市上下水道局	契約日から平成24年8月6日まで
第8号	貨物自動車（電気車両）購入	秋田市上下水道局	契約日から平成24年8月31日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年6月6日(水)
物品第7号 午前10時
物品第8号 午前10時15分

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年6月8日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年6月5日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式1（省略））を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年5月25日(金)から同年6月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年5月25日(金)から同年6月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年6月6日(水)から同月7日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり老朽管更新事業東通二丁目線配水管整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 水道 第10号
- (3) 工 事 名 老朽管更新事業 東通二丁目線配水管整備
工事
- (4) 工 事 場 所 東通二丁目地内ほか
- (5) 工 事 概 要 配水管布設工
D I P φ300 L=945.4m
D I P φ200 L=356.3m
給水管連絡工
φ20 15箇所
φ25 8箇所
φ40 2箇所
φ50 9箇所
- (6) 工 事 期 限 平成25年3月22日(金)
- (7) 予 定 価 格 170,786,000円 (消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成24年6月20日(水)
- (9) 契約予定期日 平成24年6月26日(火)
- (10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
 - ア 代表者要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級に等級

格付されていること。

- (イ) 水道施設工事業における特定建設業の許可を有すること。
 - (ウ) 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - (エ) 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - (オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- イ 代表者以外の構成員要件
- (ア) 公告日時において、秋田市の水道施設工事のA級に等級格付されていること。
 - (イ) 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - (ウ) 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - (エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年6月4日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
 - オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年5月29日(火)から同年6月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年6月12日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年6月12日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月21日(木)午後5時まで返却するこ

と。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
 - (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目 2 番35号（市役所山王別館 1 階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
 - (3) 販売期間 平成24年 5 月29日(火)から同年 6 月13日(水)までの販売店の営業時間内
 - (4) 設計図書の販売価格 1 式 4,340円（設計書 2,540円 図面 1,800円）（税込み）（CD-ROM 有（1 枚1,000円））
 - (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年 6 月13日(水)までに F A X で販売店へ申し込むこと。
 - (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
 - (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
 - (8) 閲覧期間 平成24年 5 月29日(火)から同年 6 月19日(水)午後 3 時までの販売店の営業時間内
 - (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
 - (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

土地開発公社公告

秋市土開公告第 2 号

平成24年 5 月24日午前10時秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成24年 5 月 8 日

秋田市土地開発公社

理事長 石 塚 博 史

付議案件

平成23年度秋田市土地開発公社決算認定の件

